



定期予防接種をうけましょう



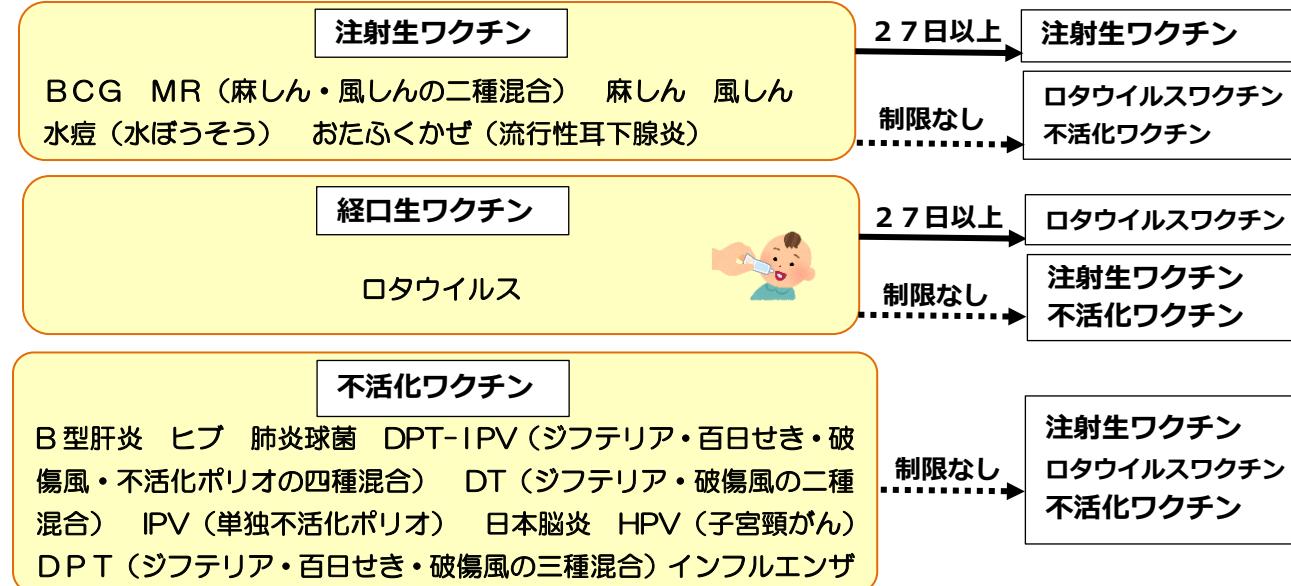
感染症は病原体(細菌やウイルス)などによって引き起こされます。ワクチンを接種することで、その病原体に対する抵抗力(免疫)を作り、感染症の発病や重症化を防ぐことができます。また、予防接種を受けることで、接種した本人だけではなく、予防接種を受けることができない人(重い病気をお持ちの方や妊婦など)への感染予防にも効果があります。

定期予防接種(予防接種法に基づくもの)の対象となっている感染症は、万が一かかると重い症状ができるものや、治った後も後遺症が多いものばかりです。定期予防接種をうけて、感染症からお子さまの健康を守りましょう。

予防接種で使用するワクチンには、注射生ワクチン、経口生ワクチン、不活化ワクチンがあります。

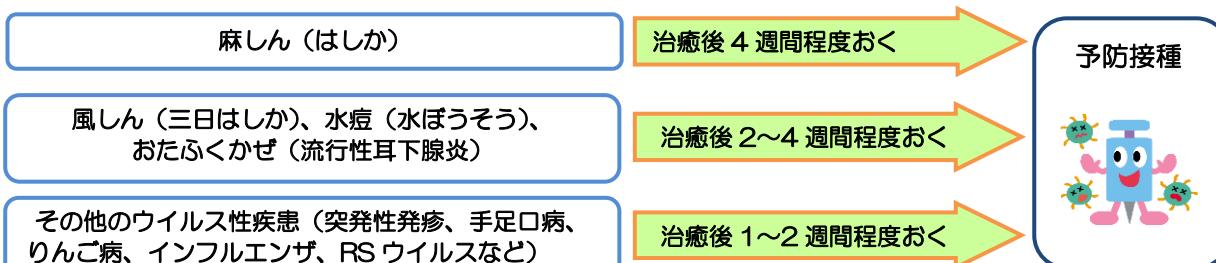
安全かつ効果的に受ける為に、接種間隔を守ることが必要です。異なる種類のワクチンを接種する場合には、以下の表を参照してください。

【注意】これらのワクチンの中には、任意(自費)で接種するものも含まれています!



※複数回接種するワクチンについては、それぞれのワクチンで決められた接種間隔があります。

次の病気にかかった心当たりのあるお子さまは、接種間隔に気をつけましょう。



※これらの患者と接触した疑いのあるお子さまも、一定の期間をあけないと予防接種を受けることができない場合があります。接触が疑われる場合は、主治医やこども相談・健康課予防係までご相談ください。

注意

以下の場合は定期予防接種(公費)の対象となりません

- ① 規定回数を超えた接種
- ② 接種間隔誤り(間隔が短い)
- ③ 対象年齢以外
- ④ 指定医療機関以外での接種

予防接種に行く前の4つのチェック

□ 1. 今日の予防接種について、必要性や副反応についてよく理解しましたか?

※わからない事は、接種を受ける前に医師などに質問しましょう。予防接種は、その効果や副反応について理解した上で、接種に同意した場合に限り、接種が行われます。

□ 2. 『予診票』の記入はお済ですか? ※診察医の大事な情報源です。

□ 3. お子さまの体調は良いですか?

※予防接種は体調の良い時に受けるのが原則です。ふだんお子さまの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。体調が悪いと思ったら、接種を延期しましょう。

□ 4. 親子健康手帳(母子健康手帳)は持ちましたか?

※事前に予防接種歴(接種回数や間隔)の確認をしましょう。



次の方は接種を受けることができません。

- ◆ 明らかに発熱のある方(接種前の体温が37.5℃以上)
- ◆ 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ◆ 受ける予定のワクチンに含まれる成分(卵・ゼラチン・抗生剤・安定剤等)によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- ◆ BCGの予防接種にあたっては、結核にかかったことがある方、予防接種や外傷等によるケロイドが認められる方
- ◆ BCG・MR・麻しん・風しんの予防接種にあたっては、免疫機能に病気をお持ちの方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方
- ◆ B型肝炎の予防接種については、母子感染予防として出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた方
- ◆ その他、医師が不適当な状態だと判断した方

アナフィラキシー:
通常、接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性じんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと

次の方は接種前に医師と相談してください。

以下に該当する方は、主治医がいる場合には前もって主治医に予防接種を受けてよいかを判断してもらいましょう。(病気の種類や病状によっては、主治医による予防接種実施に関する意見書が必要な場合もあります。)

- ◆ 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液などの病気や発育障害などの基礎疾患をお持ちの方
- ◆ 予防接種後2日以内に発熱や発疹・じんましん等のアレルギーと思われる症状がみられた方
- ◆ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ◆ 妊婦又は妊娠している可能性のある方、及び授乳中の方
- ◆ 過去に免疫不全の診断がなされている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ◆ 受ける予定のワクチンに含まれる成分(卵・ゼラチン・抗生物質・安定剤等)に対して、アレルギーをおこすおそれのある方

予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ◆ 予防接種を受けた後30分間は急な副反応がおこる場合がありますので、医療機関にて様子を見ましょう。
- ◆ 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ◆ 接種当日は激しい運動は避けましょう。
- ◆ 接種後、生ワクチンで4週間、不活化ワクチンで1週間は副反応に注意しましょう。高熱やアレルギー、けいれん等が出現した場合は、速やかに医師の診察を受け、こども相談・健康課予防係まで、ご連絡下さい。
- ◆ 接種の後には、親子健康手帳(母子健康手帳)に正しく記録されているか必ず確認しましょう。

予防接種による健康被害救済制度について

- 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治療する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。